

平成30年4～6月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
放課後児童クラブについて	放課後児童クラブで、平成29年度までは、学級閉鎖時に子供が元気であれば、証明書を提出の上、朝から1日登室できた。本年度からそれができなくなったのは何故か？ウィルス等の蔓延を防ぐという意味では仕方ないとも思うが、元気な場合、子供のみで留守番させ仕事に行くことになるが、言い聞かせても外に遊びに出てしまうかもしれない。台風時もだが、保育園は閉鎖にならないのに児童クラブはすぐ閉まってしまうというギャップに困惑しており、小学生になってから子育てがしづらいとを感じる。子供が元気ならば、学級閉鎖時に放課後児童クラブで預かりを再開してもらえないだろうか。	この度の、放課後児童クラブの開室の取扱い変更について、ご不便をおかけし、誠に申し訳ございません。市では、学級閉鎖や台風での小学校休校の際、放課後児童クラブの開園の取扱いについて検討を重ね、ご提案のとおり、本年度より学級閉鎖となった学級の児童は、登室をお断りすることとなりました。これは、すべての児童の皆様の健康を保ち、安心してご利用いただける環境を整えていくことが最も大切であると判断したことによるものです。保育所は、児童福祉法で「保護者の労働・疾病等の事由により保育を必要とする場合保育しなければならない」ことが定められ、保育が義務化されている施設です。一方、放課後児童クラブは、保育が義務化されておりません。放課後児童クラブにおいて、小学校長の決定した学級閉鎖と同じ対応を行うことで二次感染を防ぐため、学級閉鎖時には登室をお断りすることとなりました。この度の見直しにより、ご不便をおかけする点もあるかと存じます。今後とも放課後児童クラブを安心してご利用いただけるよう、子育て環境の整備に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、昨年度までは台風時等で小学校が休校の場合、放課後児童クラブも閉鎖しておりました。しかしながら、本年度より、「保護者の皆さんが安全を確認した上で送迎可能な場合」に限りますが、開室させていただくことに変更いたしました。毎日のお仕事や子育てでお忙しい中、送迎はご負担に感じることかと思いますが、ぜひ利用をご検討ください。	子育て支援課
聴覚障害者の保育所入所申請について	1人目の子供を保育園へ預ける時、保育課の担当者から、障害者手帳1・2級であればOKと言われ、審査に通入園出来た。2人目の申請の時も、同様に障がい者手帳で審査に通入園出来た。しかし、その年の秋ごろ、保育課の職員に呼び出され、話し合いの場で「仕事をしていない場合、保育園はやめてもらう」と言われたが話し合いの結果聴覚障がいでも大丈夫なことを確認した。3人目の申請時は、勤務時間が短い、障がい者である事から審査に通入園出来た。先日、4人目の申請に行き、現在の勤務先を、育児終了後に復職せずに退職するため、障害者として保育園申請したいと言ったところ、手足の障害だけがOKで耳の障害はダメの様に言われた。担当者は、2人目の申請の際に話し合いを行った職員で、その1人だけが、聴覚障がい者は保育申請が出来ないと言っている様だ。説明用紙には、「障がい」しか書いてない。例えば福祉課のタクシー券の説明は、「手帳1・2級だけ」等具体的に書かれている。保育課の説明には、具体的な内容なく、担当者によっても言い方がバラバラだ。提案として、明確な内容を記載した手順書を作成するし、基準が曖昧なら上司も一緒に確認照合・説明を行うこと。市役所のお問い合わせにメールをしても返事が全く来ない。機能されていない。聴覚障害者にとってすごく不便な市役所だ。ふじみ野市役所では、障害者差別解消法を守られていないように感じる。	この度は、保育所の入所申請にあたり、ご不便をおかけし申し訳ありませんでした。保育所は、保護者の就労や疾病などの理由で、家庭において十分な保育をすることができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的とする施設です。ご利用にあたっては、保育の必要性を総合的に認定し、お子さんの「保育の必要性」を客観的で明確な事由によりお示しいただいたうえで、就労やお身体の状況など保護者の皆さんの事情を考慮し、必要な保育を提供しております。なお、保護者が障害者手帳1・2級をお持ちであっても、それだけでお子さんの保育園入所が決定するといったことはなく、個々のご家庭が保育を必要とする理由を総合的に判断したうえで決定をしております。お客様のご家庭の場合には、聴覚障害があるという理由だけではなく、ご両親共にお仕事をされていることから、現在は主に「就労」の理由で保育所をご利用いただいております。そのため、奥様がお仕事を退職されますと、保護者の状況が「就労」から「求職活動」に変わります。求職活動を理由にご利用いただく場合、保育の実施期間は3カ月となっており、その後、就職先が決まらなかった場合、聴覚障害等によって保育ができない理由がありましたら、ご家庭での保育の状況などを含めてご相談いただく必要がございます。窓口では、説明が行き届かず、誠に申し訳ありませんでした。ご提案につきましては、まず、手順書につきましては、保育所利用されている皆様のご意見をもとに入所する手順などをよりわかりやすいものにするよう、記載方法について改善を検討してまいります。また、説明に当たっては上司と内容を確認したうえで適切に行なうようにし、担当者が代わった場合でも誰もが同じように丁寧な説明を心がけるよう指導を徹底いたします。そして市役所へのメールでの問い合わせにつきましては、内容によっては確認に時間を要することもございますが、お答えのできるものにつきましては返信するようしておりますので何卒ご理解いただきたいと思います。	障がい福祉課

平成30年4～6月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
職員の対応について	<p>取税課に分納の事を相談しに行き、個人的な生活事情を話す機会がありました。担当者は声が大きいのか無神経なのか、個人的な事を大きな声で話した。個人情報保護のためにも、相談の時は人が通らない場所でやる、相談内容が漏れないように話すなど、気遣いがあるべきだと思う。困った市民の生活をサポートするといいながら、相談に先で職員の態度に傷つけられる人も多いと思う。担当者を変えてもらいたいが、誰に言えば良いのかわからない。</p>	<p>この度は、分納のご相談に足を運んでいただいたにもかかわらず、ご不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ございませんでした。現在、取税課には納税相談専用の場所がなく、窓口で対応させていただいているところです。しかしながら、ご指摘のとおり、納税相談は皆さんの生活状況や具体的実情などをお伺いするため、周囲の状況に十分な配慮が必要でありました。今後は、さらにお客様に安心してご相談いただけるよう、このたびご意見をいただいたようなご心配を決しておかけしないように職員に対して十分な配慮と親切丁寧な対応を行うよう指導を行ったところでありますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	人事課
建物倒壊危険度マップの色使いについて	<p>2017年3月作成の地震ハザードマップの建物倒壊危険度マップは、色分けが赤系緑系になっている。10人に1人いると言われている赤緑色弱の人にはわかりづらいので、工夫してほしい。</p>	<p>地震ハザードマップにつきまして、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。ご提案いただきました建物倒壊危険度マップにつきまして、配色に配慮が足りずご不便をおかけし、申し訳ございません。さっそく、地震ハザードマップの配色について見直しを行い、ご指摘の赤・緑色の配色を、市民の皆さんにご理解いただけるよう、修正に向け検討しております。今後とも、より多くの皆さんに理解していただける、わかりやすい資料作りに努めて参りますので、お気付きの点がございましたら、ご指摘いただければ幸いです。</p>	危機管理防災課
職員の対応について	<p>勤務先へ、扶養家族のマイナンバー入り住民票を提出する必要がある、仕事を休んで市役所へ行った。扶養家族は障がい者で、当日は具合が悪く自宅で休んでいた。しかし、家族の住民票を取得するには、委任状が必要かつ住民票を窓口で手渡しできず、後日郵送すること。電話で家族本人に確認することも不可。市役所で当日マイナンバー入りの住民票をもらうには、本人が来る必要があるという。一応、代案として職員が自宅へ届けるとは言ってくれたが、具合が悪い家族を連れてくるしかなかった。あまりにも対応がひどい。</p>	<p>この度は住民票のお手続きにつきまして、ご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。マイナンバーは、利用や取得について法律で厳しく規制されております。マイナンバーの記載された住民票につきましては、住民基本台帳事務処理要領により「代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所あてに郵便等により送付する」と定められています。これは全国共通の取扱いとなっており、お客様の場合は、住民票が必要なご家族と別世帯であったため、代理人による申請としての取扱いとなりました。個人情報の保護という観点から厳しく規制されていることをご理解いただきますようお願い申し上げます。お客様におかれましては、当日中に住民票が必要であったため、お身体の不自由なご家族様ご本人に市役所へお越しいただくこととなり、ご不便をおかけいたしました。代理人による住民票の申請につきましては、市ホームページ等でもご案内しておりますが、来庁いただいた際にもう少し丁寧に説明するべきでした。窓口でわかりやすい対応・説明をするよう指導を徹底してまいります。</p>	人事課

平成30年4～6月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
<p>地域青少年指導員について</p>	<p>地域青少年指導員制度は、各自治組織ごとに1～2名の委員を選出し、市からの委嘱を受けて事業を実施するが、委員の成り手がおらず、一度引き受けてしまうと次の成り手が見つからない。資格は「30歳以上の成年」だが、やはり子育て世代が担うのがベター（上の世代は、その他の各種行政委員や地域の役職などをお願いすることが多いので）。しかし、子育て世代は共稼ぎが当たり前。働いてPTA役員や子供会の役も務め、その上さらに「市や地域のことで、出来るわけがない」というのが、大半の意見だ。実情を鑑みて、現行制度は地域社会の実需を充たすものだとはい底思えない。そこで、以下を提案する。</p> <p>1.同制度の「廃止」</p> <p>子育て支援課所管の事業としては廃止し、協働推進課による地域自治組織への補助に一本化する。地域自治組織は法的に加入が義務付けられたものではない。しかしながら、現実に市としては自治組織加入を推進されているので、その趣旨に沿う形になると言える。</p> <p>2.自治組織ごとに「任意参加」とする</p> <p>廃止が難しい場合の対案。会員数1000人超の自治組織と、100～200人の自治組織では“分母”が異なり、同じように人を出すのは厳しい。辞退する自治組織では、行政からの補助が受けられないことになるので、公平性の観点からは難しいのかもしれない。しかしながら、たとえば住民総会などで総意として出た意見であれば、当該地域住民の「選択」として尊重されるべきではないか。</p>	<p>ご提案いただきました「地域青少年指導員」制度につきましては、「ふじみ野市地域青少年指導員設置要綱」に基づき、ふじみ野市自治組織連合会に加入している自治組織に地域青少年指導員を設置しているところでございます。その活動につきましては、各自治組織の独自事業や非行防止パトロールなどの活動、レクリエーションなどを通じて、地域で多くの方々との交流を図るものであり、青少年の健全育成にはなくてはならないものと認識しております。このため、「子ども優先」の政策を掲げている本市といたしましては、今後も継続させていただく考えております。また、委嘱につきましては、成り手不足から選出に苦勞している自治組織もあると存じますが、その活動を通して自治組織で青少年の健全育成活動を推進し、子どもから大人に至るまでの地域内におけるコミュニティの醸成を目的としているため、子供会やPTA等の活動経験が豊富でもある地域の皆さまにお願いしているところでございます。このようなことから、頂きましたご提案に沿うことは難しいものと考えております。しかしながら、他の地区におきましても、同様の課題が考えられることから、今後につきましては、課題解決に向け、自治組織連合会等の関係機関と連携してまいりたいと考えております。本市がさらに住みよい市となっていくよう様々なかたちで努めてまいりますので、今後とも市政に対しまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>子育て支援課</p>

平成30年4～6月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
エコパバーデプールについて	<p>・エコパバーデプールの午後8時代の利用時間が、15分短縮された。午後7時50分～8時の10分間がもったいない。午後8時からの利用者を、10分前倒しでプールへ入れてもらえないか（以前はその10分間にスタッフがプールに潜り、探索していたが今は潜っていない）。</p> <p>・土曜日に設けた子どもたち専用のコースを、日曜日にも設けてほしい。</p> <p>・身障者の方、生活保護の方を除き、100円ほど徴収するまたは回数券を発行する（無料だとゴミを所かまわず捨ててしまう人がいる）。</p>	<p>まず、1点目の20時の利用者を10分前倒しでプールに入れる件につきまして、ご意見にありますとおり、エコパでは、試行的に4月からプール・お風呂のご利用時間を15分短縮し20時30分までとさせていただき、利用者の皆様からご意見を伺っております。利用者の皆様のご意見をもとに利用時間の検討をさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。なお、安全のため水底に潜っての排水口の点検につきましては、20時の回の前にも実施させていただきたく、点検に要する時間につきまして重ねてご理解をお願いいたします。</p> <p>2点目の子どもたちのコースを何回か日曜日に設置する件につきまして、「お子様タイム」は、現在、プール・カラオケルーム・卓球ルームの利用で毎週土曜日に実施しております。ご提案につきましては、エコパご利用者を対象としたアンケートの中で「お子様タイム」の設問を設け、「お子様タイム」についてのご意見をお聞きし、今後の検討、運営に生かしてまいります。</p> <p>3点目の身障者の方、生活保護の方を除き、100円ほど利用料を徴収する件につきまして、エコパは、老人福祉センター太陽の家の代替施設という側面から、ふじみ野市と三芳町に在住の60歳以上の申請をいただいた方に優待者証を交付しております。優待者証を使用し、エコパを利用している方からも「一部自己負担も必要ではないか」という意見もありますので、「一部自己負担を求めるのか」また「このまま無料で進めるべきか」といった両面を、利用者も交えたなかでしっかりと検討していきたいと考えております。</p>	環境課
運動教室の運営について	<p>4月から運動教室の運営が代わり、健康状況の申告用紙の提出を求められた。しかしその用紙には提出部署の記載も、個人情報の取り扱いの記載もないが、問題ないのか。役所も個人情報の取り扱いには十分な注意が必要だと思う。</p>	<p>市では、運動教室につきまして、併設する上野台体育館と一体的な管理・運営を行うことで、スポーツ事業との更なる連携を図り、より一層のトレーニング効果が得られることを目的に、平成30年4月より運動教室の所管を保健センターから文化・スポーツ振興課に移管しました。それに伴い、上野台体育館の指定管理者であるアイル・オーエンスグループによる運動教室の管理・運営がスタートしたところでございます。運動教室における個人情報の取り扱いにつきましては、徹底した管理を行っておりますが、利用者の方々が安心して施設を利用できるよう、申請書の様式の見直しをはじめ、個人情報保護の分かりやすい説明の徹底を指定管理者に対して担当課を通じて再度指導を行い、施設全般の安全な管理・運営に努めてまいります。</p>	文化・スポーツ振興課

平成30年4～6月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
子ども達の公園利用促進について	市内の公園では、子ども達の元気な声があまり聞こえない。「ボール遊び禁止」などの看板を置くと、子ども達はますます外へ出なくなり、家や道端でゲームばかりするようになってしまう。子どもの使いやすい公園にしてほしい。公園に小学生用のバスケットゴールやサッカーゴールを置くと、雰囲気が変わると思う。	市では、公園の利用方法に関し、原則として、危険な行為や他の方への迷惑となる行為を除き、細かい禁止事項を設けず、利用者の皆様には、マナーを守り、モラルを持って、公園をご利用していただくことを呼びかけております。例えば、ボール遊びにつきましても、他の利用者の方に怪我を負わせるおそれのある遊び方や、隣接する住宅の窓ガラスを割ってしまうような遊び方などについては禁止事項としておりますが、周囲に気をつけた上で、当たっても怪我のおそれのない柔らかいボールを使用して遊ぶことや、未就学児や低学年の子どもが保護者の方とボールで遊ぶこと等については、禁止しておりません。「ボール遊び禁止」をはじめとする禁止看板については、マナーを守らない一部の利用者の行動によって、お困りになっている他の公園利用者や近隣住民の方々からのご要望により設置したものです。本来であれば、公園の景観上、禁止看板が増えることは好ましいものではございません。しかしながら、一部の利用者にもマナーを守っていただけない現状があり、やむを得ず看板を設置しております。今後、市報やホームページ等により公園利用に関するマナー向上の呼びかけを強化し、子どもをはじめとした公園利用者だけでなく、公園の近隣住民の方々にとっても、快適に公園を利用いただける環境づくりに努めてまいりたいと存じます。なお、現在、運動公園を除き、バスケットゴールやサッカーゴールを設置する予定はございませんが、公園を新設または再整備する際、公園の近隣住民の方々のご理解が得られた場合には、それらの施設の設置について検討させていただきます。	公園緑地課
バスケットゴールの設置について	西中央公園の池の跡地に、富士見市のふじみの公園のような、フェンスで囲まれたバスケットコートを設置してほしい。	2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおいては、3×3（スリーバイスリー）が正式種目として採用されるなど、世の中のバスケットボールへの関心が高まっていることもあり、バスケットゴール設置の要望は他にも寄せられているところでございます。しかしながら、市内のバスケットゴールを設置している公園においては、近隣住民の方々から、騒音に対する相談が数多く寄せられている事実もございます。西中央公園の池の跡地について再整備を実施する際には、バスケットゴールの設置について、公園周辺の自治組織の方々や近隣住民の方々のご理解を得ることができたら、騒音対策などを研究してまいりたいと考えております。なお、本年度、ふじみ野市運動公園に3×3バスケットコートを2面整備する予定です。平成31年春頃完成予定ですので、完成後は、ぜひそちらの施設をご利用ください。また、市では、小中学校の体育施設を、夜間および土日・祝日の学校が使用しない時間帯に貸し出しています。詳しくは文化・スポーツ振興課へお問い合わせください。※追記：平成31年4月に、ふじみ野市運動公園に3×3のコートがオープンしました。	文化・スポーツ振興課
スタッフの対応について	トレーニング室は、登録および講習を受講しなければ使用できないが、ホームページの「利用方法」にその記載がない。体育館スタッフへ問い合わせたところ、「以前からそのようにしている」と答えたが、正しい対応か？また、当日は休館日であったが、窓口のスタッフへ「今日はトレーニング室は使えるか？」と尋ねたところ、「開いていれどどうぞ」との回答であった。外部委託されたスタッフだろうが、対応要領を学ぶべきだと思う。	この度は、トレーニング室のご利用にあたり、ホームページの内容が分かり辛く、ご迷惑をおかけし申し訳ございません。また、スタッフの対応でご不快な思いをさせてしまったこと、重ねてお詫び申し上げます。この度のご指摘を受け、上野台体育館トレーニング室のホームページを、初めて利用する方にもわかりやすくするよう、担当課を通じて指定管理者であるアイル・オーエンスグループに指導し、早速記載を改めました。また、接遇につきましても、利用者の皆さまにご満足いただける施設となるよう、指導を行いました。今後、更にサービス意識を徹底し施設全般の管理・運営に努めてまいります。	文化・スポーツ振興課

平成30年4～6月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
<p>保育所の退所に関する規定について</p>	<p>就労のための保育として保育所へ入所できたが、入所後に2人目の出産予定による変更届を提出したところ、妊娠のための保育へ認定要件が変わるため、産後休暇後に退所するよう言われた。保育課へ問い合わせたところ、出産予定日が入所月の前々月から翌々月までの5カ月間に産産予定がある場合、そのような対応となるとのこと。就労による認定をしたにも関わらず、この決まりがあるという理由で退所というのは納得がいかない。入所申し込み時にもその説明はなかった。最初から妊娠による認定であれば理解できるが、出産予定日によって産後の育児休業中に保育園に通える子こそうでない子ができてしまう理由が理解出来ない。ふじみ野市は子育てしやすいまちづくりをしていると思っていたが残念。この規定を見直すことはできないのか。</p>	<p>保育所は、保護者の就労などでご家庭での保育ができず、保育所での保育が必要なお子さんを保護者のもとから通わせて、保育を行うことを目的とする施設です。そのため、育児休業中は、育児のためにお休みをして、お子様を保育する保護者の方がご家庭にいらっしゃることから、保育所での保育の必要性があるとはいえないことから保育所をご利用いただけません。当市では保護者の状況が「育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である」とするケースは、入所月の前々月から入所月の翌々月の5カ月間に入所児童の母親の出産があった場合を除いた方としております。この基準を、保育所利用しているすべての世帯に向け、平等に適用する事が市の責務であると考えており、平成30年度4月一斉入所申し込みの際にも、入所申込の手引き・Q&Aにてご説明させていただき、同意のうえ申請いただく旨をご了承いただいております。出産予定の方の場合、育児休業を取得するかどうかは予定での申請のため、当初、就労にて認定をいたします。その後、入所月の前々月から入所月の翌々月の5カ月間に産産され、育児休業を取得することにより、産産での認定となります。このため、保育所入所期間は産産月の翌々月末までとなってしまいます。このたびは、ご要望にお応えすることができず、申し訳ありません。保育所をご利用できる方については、様々な家庭環境、就労状況等の方がいらっしゃる中での利用基準を調整、検討をした結果となっております。しかしながら、今後の保育需要に応じて、その都度基準の見直しを行ってまいりますのでご了承ください。</p>	<p>保育課</p>
<p>ふじみ野駅周辺にも一時保育を</p>	<p>ふじみ野駅周辺の保育園は富士見市の所が多く、今後ふじみ野市の保育園に入園出来なければ一時保育の利用なども考えている。今も、一時保育をすぐにでも利用したいが、近隣の保育園では行っていない所や、1歳児からの利用というのがほとんど。上福岡駅の方で一時保育を行なっている施設はあるが、ふじみ野駅周辺にも0歳児からの一時保育を行う施設を増やしてほしい。提案として、今年度新しく出来た大井子育て支援センターで一時保育サービスを実施できないか。清潔で明るい雰囲気と優しい保育士が多くいる点が魅力的だが、オープンしたばかりだからか利用者が少ない印象で、午後はガラガラの日もある。利用者が少ないがために、持て余し気味なのがとても勿体無く思う。周りにも0歳児からの保育園入園が出来ず、一時保育を探している人は多くいる。検討できないか。</p>	<p>ふじみ野駅周辺には、0歳児から一時保育を利用できる保育所がなく、お困りのことと思います。残念ながら、待機児童対策のため、定員を超えて受け入れを行っている保育施設が多いため、すぐに0歳からの一時保育を増やすという御要望にお応えすることができず、申し訳ありません。また、大井子育て支援センターにつきましても、ご利用への周知が不足している現状もご指摘のとおりと受け止めており、現在、市報やホームページへの掲載、関係機関へのチラシ配布のほか、近隣の公園などでセンター職員が直接子育て中の皆さんへPRするなど、周知を行っています。なお、ご提案いただきました、大井子育て支援センターでの一時保育についてですが、当初から保育を目的に整備した施設ではなく、必要な設備の基準を満たしていないことから、ご提案にお応えすることはできません。市といたしましては、ふじみ野駅周辺の保育園に一時保育サービスを行うよう協力を求めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。しかしながら、保育園での一時保育ではありませんが、相互援助活動により、お子様の一時的な預かりや保育園等の送迎を行う「ファミリー・サポート・センター事業」がございます。また、ご存じのことと思いますが、市域全体に目を向けますと、一時保育を実施している保育園がございます。ご自宅から距離があり、移動手段にお困りの場合は、タクシー運賃の一部を助成する「お出かけサポートタクシー事業」もがございますので、これらの支援制度を活用した一時保育の利用についてもご検討くださるようお願いいたします。</p>	<p>保育課</p>
<p>防衛庁住宅内の車の往来について</p>	<p>防衛庁住宅内は一方通行が多く、抜け道になっている為、一方通行を無視する車があとを絶たない。通学路にもなっていて、高齢者が多く住んでいて危険。何か対策を願いたい。</p>	<p>現在、川越市およびふじみ野市が実施している川越江川の災害復旧工事に伴い、元福小学校の前の道路が通行止めとなっております。この影響により、ご指摘いただいた防衛庁住宅内が所在している元福岡地域の交通量が増えていると考えられ、地域の皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。歩行者の安全確保のため、警察などの関係機関に対し、通過車両を迂回させるなど、元福岡地域への進入を抑制できるよう対策を協議しております。また、ご提案を受け、歩行者が安全に通行できるよう、運転者に向けた注意喚起の看板を設置する準備を進めておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>都市計画課</p>

平成30年4～6月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
ふるさとハローワークの時間変更を	ふるさとハローワークの開庁時間が午前10時というのは遅い。午前8時30分もしくは9時にならないか。	この度は、ふるさとハローワークの開庁時間につきまして、ご不便をおかけし申し訳ございません。ふるさとハローワークは、川越公共職業安定所が管轄しており、平成30年3月30日までは午前9時から開庁しておりました。しかしながら、厚生労働省職業相談員の勤務時間が変更されたため、平成30年4月から開庁時間が10時となりました。市といたしましても、開庁時間を変更しないよう、川越公共職業安定所と協議して参りましたものの、近隣のふるさとハローワーク同様、開庁時間を変更することに至った次第です。今後におきましても、ふるさとハローワークの運営について検討を行う際には、この度の要望をお伝えするとともに、市といたしましても、開庁時間の拡充について、強く要望してまいります。	産業振興課
上福岡駅東口前のたばこ煙害について	上福岡駅東口前の歩道は、一部すれ違いが困難なほど狭いが、そこにたばこ店があり、歩行者全員がたばこの煙害にさらされている。たばこ店の敷地内であり、市は対策を取るつもりがないならば、ロータリーを削り、歩道を拡張してほしい。また、都心と同じように、屋外での喫煙者は罰金を取るべきだ。	上福岡駅東口前タバコ店の喫煙所についてですが、ご指摘のとおり、歩行者も多い場所であり、受動喫煙を心配するお気持ちは当然のことと思います。ご提案の上福岡駅東口駅前の歩道拡張についてですが、現在、ご指摘頂いた上福岡駅東口前は、都市計画に沿った整備に向けて用地取得を進めておりますが、駅前という立地から用地確保が進んでいない状況です。しかしながら、駅前広場は歩行者と車が交錯していることから、交通安全対策として歩行者と車を分離するために、暫定横断歩道橋の整備を計画しております。これは、上福岡駅東口の駅舎とサンロード方向の歩道を繋げる形状の計画です。ご提案いただいた歩道拡張ではございませんが、この歩道橋を整備することにより、ご指摘いただいた狭い歩道部を通らずに、サンロードから上福岡駅東口へ直接アクセスできるようになります。現在は、この暫定横断歩道橋の早期完成を目指して設計を行っているところでございます。また、市では「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定し、路上喫煙の制限を行っているところですが、あくまでも「公共の場所」が対象であり、私有地の灰皿の撤去までは困難な状況です。また、罰則を規定していないため、罰金を取ることはできません。しかしながら、路上喫煙禁止区域において違反した者に対して、是正するために必要な指導をすることはできますので、今後も啓発活動に努めてまいります。	環境課
同性パートナーシップ制度の導入を	同性パートナーシップ制度をふじみ野市でも導入してほしい。同性の恋人と一緒に暮らすにあたり、家を借りる時の契約が難しかったり、ルームシェアと捉えられてしまうことがあった。本当は同性婚が認められてほしいが、その未来への一歩として長く慣れ親しんだふじみ野市で、まずは同性パートナーシップ制度を導入してほしい。	ふじみ野市では、本（平成30）年「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」を策定いたしました。この計画では、「だれもが自分らしく活躍するまち ふじみ野」を基本理念に掲げ、「LGBTなど性的マイノリティーへの理解促進」を施策の一つとして位置付けております。ご提案いただいた同性パートナーシップ制度につきましては、他の自治体においても徐々に導入され始めていることは承知しております。そして、保険の受取人や家族向け割引きの適用など、同制度が活用される場面が増えつつある現状も承知しております。つきましては、本市におきましても、同性パートナーシップ制度は、研究していかねばならない課題の一つであると考えております。今後、市民の皆さまからのご意見等をいただきながら、パートナーシップ制度の導入を含め、性的マイノリティーへの理解を促進するため、市としてどのようにしていけばよいのか、研究を進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。	市民総合相談室
スクランブル交差点周辺の飾りについて	福岡中央公園交差点周辺の通り沿いには、季節に応じて様々な飾りがつけられているが、時期が過ぎてもずっとつけっぱなしになっていることが多いように思う。桜・正月飾りなど、季節外れのものがついていると恥ずかしく感じる。さらに、クリスマスの電飾は、夜になると一年中付いている。あれもどうにかならないのか。	中央公園周辺の各通り沿いにある飾りは、周辺の各商店会の皆さんにより、季節を感じさせるような飾りつけをされているものです。しかしながら、時期を過ぎてしまったものにつきましては、違和感を感じられることと思います。ご提案を受け、早速、飾りを設置していただいている商店会の方と職員が話し合いの場を設け、ご意見をお伝えいたしました。電飾につきましては、地域の防犯のために設置しているとの事でしたが、季節感のある飾りにつきましては、今後商店会で検討していただくことになりました。	産業振興課

平成30年4～6月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
お出かけサポートタクシーの乗降場所を増やしてほしい	お出かけサポートタクシーの利用範囲は、ふじみ野市内の指定された乗降場所となっている。今年の7月に、上福岡総合病院で内科を担当していた先生が内科を開業する。住所としては富士見市だが、この辺りはふじみ野市と富士見市が変な感じで入り組んでいる。多くの方がその病院へ行くと思うので、この内科にもお出かけサポートタクシーを利用できたら助かる。ふじみん号を利用したいのも山々だが、足が悪くシルバーカーを利用しており、持ち込みが難しい。タクシーなら運転手の方も手伝ってくれる。	お出かけサポートタクシーの共通乗降場につきましては、ご指摘のとおり市内のみを対象としております。市外の病院を共通乗降場に追加するにあたっては、本市と隣接している場所であっても他の医療機関との調整や予算などの課題があり、すぐにご要望にお応えすることは難しい状況でございます。しかしながら、貴重なご意見として今後の検討課題とさせていただきます。ご不便をおかけして誠に申し訳ありませんが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	高齢福祉課
お出かけサポートタクシーの乗降場所を増やしてほしい	お出かけサポートタクシーを利用して市内医院で診療を受けているが、医薬分業が普及し、投薬は院外薬局を利用することが多くなっている。医院で処方箋を受け取り、医院近くの調剤薬局へ移動して調剤してもらい、薬を受け取っている。現行のお出かけサポートタクシーの乗降場所には調剤薬局は認められていないため、お出かけサポートタクシーで帰宅したくとも、受診・治療を受けた医院まで戻って乗車するよう促されてしまう。風雨など悪天候の時は数十メートルの歩行でも難儀してしまう。お出かけサポートタクシーの乗降場所に、市内の調剤薬局を追加して頂きたい。	現在、お出かけサポートタクシーは、あらかじめ共通乗降場を設置し、ご利用をいただいているところでございます。調剤薬局を共通乗降場として増設するには、タクシー事業者との調整などが必要なため、すぐにご要望にお応えすることは難しい状況です。しかしながら、今後、実施に向けて検討して参ります。ご不便をおかけして誠に申し訳ありませんが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	高齢福祉課
受動喫煙被害について	隣家の市役所職員が慢性的に自宅の換気扇を回しながら喫煙するため、私の家の中にタバコの煙と臭いが充満し、長年にわたり日常的に受動喫煙及び煙害と異臭被害に遭っている。市民が健康的に生活できる環境を整備すべき市役所職員が隣人の迷惑を顧みず、自宅内の空気がきれいであれば隣家に煙害を及ぼしても構わないという意識で良いのか？至急、全職員を対象に自宅近隣に対して受動喫煙の加害者になっていないか調査を実施し、即刻煙害をやめさせてほしい。改善の動きが見られない場合、実名を公開し法的手段も検討せざるを得ない可能性もあるので早急に対応してほしい。	受動喫煙につきましては、健康増進法第25条により、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求めております。一方で、私有地内におきましては様々な権利が保障され、自宅等の個人空間に関しては規制の対象となっていないことが実情です。しかしながら、本市は「元気・健康都市宣言」をし、健康づくり事業を推進するとともに、市民の皆様一人ひとりに健康づくりに取り組んでいただき、一層元気で健康になっていただくことを目指しております。また、近隣住民へ配慮を要することは、市職員のみならず、社会人として当然のことです。つきましては、職員を含めて広く注意喚起を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	環境課

平成30年4～6月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
ココネ広場トイレの提案	上福岡駅西口のココネ広場では、たえずイベントがある。日頃でも、スーパーのトイレは開店と同時にひっきりなしの利用者で、清掃もままならない状態。イベントのある日は行列になる。利用者には、車いす・押し車・杖を持つ人が多く、このトイレ事情がどうにかならないか考えていたところ、「公共トイレをまちのオアシスに」という新聞記事を見た。今はただ用を足すという従来の狭いトイレでは利用しにくく、まさにトイレこそまちのオアシスになるようなゆったりしたスペースが必要だと思う。	ご提案いただいた記事のようなトイレがココネ広場にあれば、街のオアシスのような場となり、市の活性化に繋がることと思います。実現に向けては、ココネ広場はイベントを開催するため、広い空間を確保する必要があります。そのため、ご提案のようなゆったりとしたスペースのトイレを設置することは、広場面積や歩行者の導線などの条件から、さまざまな課題があります。しかしながら、この度の貴重なご提案につきまして研究するとともに、今後、市内の他の公園等でトイレを新設又は改修する際には、街のオアシスとなるようなトイレの設置について研究してまいります。	公園緑地課
図書館にウォータークーラーを	上福岡図書館には、トイレ前に飲む用の水道はあるが、ウォータークーラーがない。公共施設でウォータークーラーがないのはさみしい限り。ぜひ設置してほしい。	現在、上福岡図書館は、消費電量に対し、建物全体の電気容量に余裕がない状態です。電気容量を増やすためには、館内全体の電気設備の工事が必要になるため、ご要望いただいたウォータークーラー（冷水機）など、電気を使用する設備を新たに設置することは難しい状況です。せっかくのご提案ですが、お応えすることができず、申し訳ございません。今後、引き続き、皆さまのご意見を伺いながら、更に利用しやすい図書館となるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	大井図書館